



千葉労働局発表
平成21年11月24日

千葉労働局職業安定部
職業安定課長 伊藤 繁
職業安定課長補佐 石橋 登
電話043-202-5121

「ワンストップ・サービス・デイ」の開催 ～千葉県内3か所のハローワークで実施します～

厳しい雇用失業情勢が続く中、政府の緊急雇用対策本部（本部長：鳩山内閣総理大臣、事務局長：細川厚生労働副大臣）において、「緊急雇用対策」が策定されました。

本対策の中で、「緊急支援アクションプラン」として、求職中の方々が安心して生活を送れるようにするため、国、地方公共団体等の関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービス（雇用・住居・生活支援）の相談ができるよう、実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化に取り組むこととされております。

このため、千葉労働局（局長 千葉 秀木）では、千葉県・千葉市・市川市・船橋市等の地方公共団体や社会福祉協議会、弁護士会と連携し、千葉・市川・船橋ハローワークにおいて「ワンストップ・サービス・デイ」を平成21年11月30日（月）に開催することとしました。

当日は、千葉・市川・船橋ハローワークにおいて、管轄する地方公共団体及び関係機関の担当者が一堂に会し、「雇用相談から生活、住居相談に至るまで」をワンストップで実施いたします。

1 開催日時及び場所

(1) 日 時：平成21年11月30日（月）

○ハローワーク千葉、船橋（第2庁舎）

午前10時から午後5時まで

○ハローワーク市川

午後 1時から午後5時まで

(2) 場 所：千葉県内ハローワーク【3か所】（別紙1参照）

○ハローワーク千葉

○ハローワーク市川

○ハローワーク船橋（第2庁舎）

2 対象者

求職者で、当座の生活費や住居に困窮している方であって、職業相談・職業紹介、生活支援や住宅支援の相談を希望される方

3 事業内容（別紙2参照）

（1）雇用に関する相談（ハローワーク）

- ・職業相談、職業紹介、職業訓練、雇用保険に係る相談
- ・訓練、生活支援給付の相談や申請受付
- ・就職安定資金融資、長期失業者支援事業、就職活動困難者支援事業の各種相談や申請受付

（2）生活に関する相談（地方公共団体、社会福祉協議会）

- ・総合支援資金、臨時特例つなぎ資金、生活保護に係る各種相談

（3）住宅に関する相談（ハローワーク、地方公共団体）

- ・公的賃貸住宅情報、住宅手当に係る各種相談

（4）こころの相談（地方公共団体）

（5）多重債務相談（弁護士会）

（6）労働相談（監督署、雇用均等室）

※地方公共団体の窓口においては、各種相談（手続き案内含む）までとなります。

- ・「ワンストップ・サービス・デイ」の当日は、ハローワーク相談窓口での申請手続きはできません。

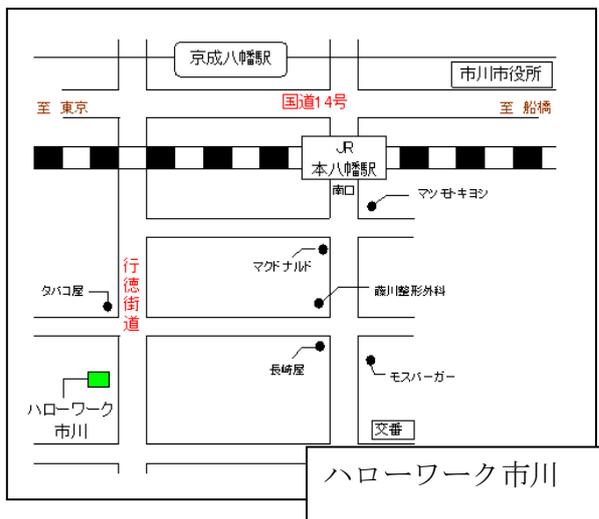
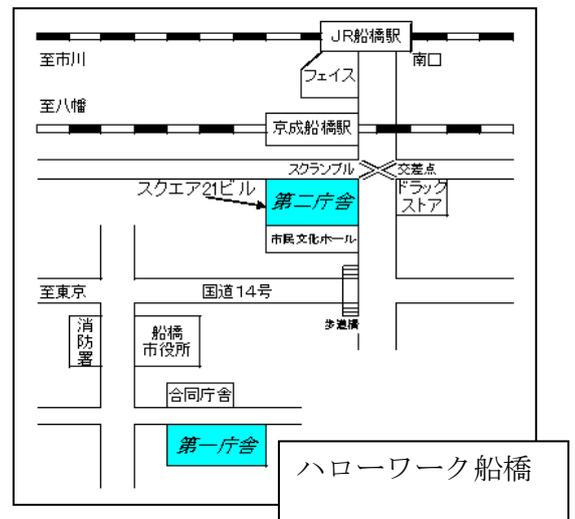
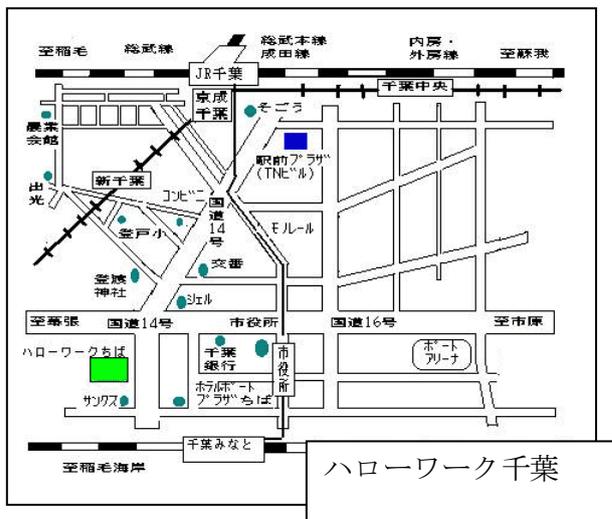
4 参加機関

- ・千葉労働局・ハローワーク・労働基準監督署
- ・千葉県
- ・実施ハローワーク管内の関係自治体・社会福祉協議会
- ・千葉県弁護士会
- ・保健所

(別紙1)

「ワンストップ・サービス・デイ」実施ハローワーカー一覧

ハローワーク名	所在地	電話
千葉	千葉市美浜区幸町1-1-3 (受付) 2階エレベーターホール	043 (242) 1181
市川	市川市南八幡5-11-12 (受付) 2階会議室入口	047 (370) 8609
船橋 (第2庁舎)	船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル (受付) 9階安定就職コーナー	047 (420) 8609



離職者、求職者

ハローワーク

①

来所

ワンストップ・サービス総合受付窓口(ハローワークが担当)

- ・求職登録の有無の確認
- ・チェックシート(相談票を兼ねる)の配付
- ・チェックシートの記入内容(本人の条件・ニーズ)に基づく窓口の振分け

②

ハローワークの相談窓口

- ・職業相談、職業紹介
- ・職業訓練の相談、あっせん
- ・就職安定資金融資、長期失業者支援事業、就職活動困難者支援事業の相談、申請受付
- ・公的賃貸住宅情報の提供
- ・訓練・生活支援給付の相談、申請受付

(雇用施策の対象外)

【住宅手当・総合支援資金連絡票】

③

自治体窓口、社協窓口

- ・住宅手当の相談、手続の案内、自治体窓口の案内
- ・総合支援資金貸付の相談、手続の案内、市町村社協窓口の案内
- ・臨時特例つなぎ資金貸付の相談、手続きの案内、市町村社協窓口の案内
- ・生活保護の相談、確認票の作成・回付、福祉事務所窓口の案内

(多重債務の相談や心の健康相談が必要な方等)

④

自治体窓口、弁護士窓口

- ・心の健康相談
- ・多重債務相談等

確認票の回付・取り次ぎ

所管の福祉事務所・社協等

※必要に応じてワンストップ・サービス・終了後の継続的な支援、医療機関への紹介等